

令和6年度 事業計画

青い鳥会が運営する事業所を利用する誰もが「元気で、明るく、楽しく、穏やかな生活を主体的に過ごす」ことを目標に、令和6年度もより良い支援に努めます。

昨年度からの新型コロナが5類移行を受けて、利用者の社会参加の機会を今年度以上に設けることができると考えております。

青い鳥会に限らず、介護・障害福祉関連事業所は人材確保が大きな課題となっております。当法人では令和5年度途中に5名の新規職員を採用し、令和6年度には新たに2名の職員を採用する見込みです。しかし、令和5年度途中に退職した職員が法人全体で2名おり、年度末で退職予定の職員が7名おります。採用者数を退職者数が上回る状況です。

これまで青い鳥会は様々な事業を展開してまいりましたが、職員不足は深刻で、既存の事業の継続が困難になっており、圏域の障害福祉サービスの充実状況を鑑みた上で、ニーズの低い事業、採算の合わない事業の整理縮小を図る必要性が生じております。

重度障害者の支援は機械に代替させることが困難な業務内容であり、人手は非常に重要な事業存続の要素ですが、施設内にWi-Fi環境を整備し、眠りスキャンやインカムの導入、タブレットによる記録業務の省力化など周辺業務の効率化を図り、今後十分な人手の確保が見込めない中、限られた人材で質の良いサービスが提供できる方法を研究し、構築していきます。

彦根学園の設備面では、キュービクルの耐用年数が過ぎ、いつ不具合が生じても不思議ではない状況であるため、昨年度に引き続き国に補助金申請をおこなってございましたが、令和5年度の国の補正予算の事業の対象となりました。彦根学園のライフラインを支える設備です。今回の補正予算で採用されたことは本当にありがたく思っております。移設工事・新設工事は令和6年度中に予定しています。

故山中正宏氏の高額寄付金を、彦根学園敷地内の遊歩道の整備に使わせていただきます。園内を心地よく楽しく歩ける歩行コースとして、また山中氏を偲べる場所となるような提案をし、利用者の憩いの場所になればと考えております。

《法人概要》

名称 社会福祉法人「青い鳥会」

設立 任意団体として昭和34年6月10日に設立。

財団法人を経て昭和38年3月15日に社会福祉法人の認可を受ける。

評議員 7名

役員 理事6名、監事2名

職員 正職員75名、准職員27名、パートナー職員16名、総数120名

定款に基づき次の事業をおこなう。

- ① 名称 障害者支援施設「彦根学園」

- ② 名称 生活介護事業（所）「せいふう」
- ③ 名称 生活介護事業（所）「すら〜ぶ」（川原事業所）
- ④ 名称 相談支援事業（所）「てんしん」
- ⑤ 名称 障害福祉サービス事業（短期入所）
彦根学園・せいふう・グループホームたちばな
- ⑥ 名称 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）「か〜む」（川原事業所）
- ⑦ 名称 共同生活援助（グループホーム）「たちばな」
- ⑧ 他に市町事業として「日中一時支援事業」をおこなう。

I. 法人について

《 目 標 》

1. 経営組織のガバナンスの強化

- ・内部統制の仕組みを機能させることによる適正な経営判断や運営の実施

2. 事業運営の透明性の確保

- ・事業報告および決算状況をホームページや彦根学園だより「すたあとらいん」に掲載
- ・ホームページへの、会計報告・事業報告・社会福祉法人現況報告書・監査報告書の掲載

3. 財務規律の強化

- ・会計拠点ごとの事業活動収支差額の黒字化と安定運営
- ・適正かつ公正な支出管理

4. 地域における公益的な取り組み

- ・高宮社協事業「独居老人宅等への配食サービス」への協力
- ・福祉避難所としての活用
- ・生活困窮利用者に対する利用料の減免等への努力

5. 組織の運営に関して

(1) 法人の組織改革に向けて

- ・法人本部の設置
- ・法人本部による法人運営の協議
- ・コンサル導入による法人のビジョンの策定

(2) 人材の獲得

- ・奨学金代理返還制度の創設
- ・パートナー職員の定年延長
- ・職場説明会でのブースの工夫
- ・ハローワークへの求人掲載
- ・彦根市中心に配布されるフリーマガジンへの求人掲載
- ・実習生への働きかけ

(3) 人材の定着と育成、働きやすい環境づくり

- ・改正次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく新たな一般事業行動計画策定（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
- ・スペシャルラーニング導入による各種研修の年間を通じた実施
- ・福利厚生充実
- ・良質な職場環境づくり（くるみんマーク ユースエール認定）

6. 事業の運営について

（1） 地域ニーズに応じた事業の展開

- ・盲重複障害者をはじめとした障害者支援を役割とする事業の展開
施設入所支援、生活介護、短期入所、日中一時支援、放課後等デイサービス、共同生活援助、相談支援

（2） 湖東圏域における社会資源としての役割

- ・地域生活支援拠点事業への参画 緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成
- ・24時間対応型利用支援事業（セーフティネット）の実施
- ・障害者虐待防止に関わる役割

（3） 施設管理・機能強化

- ・建屋の維持管理
- ・ICT 機器や見守り機器の導入
- ・業務継続計画（BCP）の更新

7. 中期目標

- ・人材獲得策の強化
- ・ICT の活用による業務の効率化と見守り機器の有効活用
- ・継続すべき重点事業と廃止すべき事業の仕分け

8. 長期目標

- ・生産年齢人口減少、職員の高齢化を見据えた持続可能な事業継続の検討
- ・将来の社会貢献の在り方についての検討

9. 令和6年度工事関係

- ・キュービクル式高圧受電設備更新工事
- ・遊歩道等外構整備工事

10. 法人年間予定

- 5月中旬・・・ 監事監査、評議員選任・解任委員会
- 6月上旬・・・ 理事会（令和5年度事業報告 会計報告等）
- 6月下旬・・・ 定時評議員会（令和5年度事業報告 会計報告等）
評議員選任・解任委員の就任
- 7月中旬・・・ 理事会
- 6月中・・・ 資産の登記変更 法人の現況報告（所轄庁） 情報開示
- 3月・・・ 理事会（事業計画 会計予算 評議員・役員改選について等）

II. 各事業について

□ 各事業所共通事項

1. 虐待防止・権利擁護への取り組み
 - ・虐待防止委員会・身体拘束禁止委員会の定期的な開催、決定事項の周知徹底
 - ・虐待防止委員会に第三者委員及びアドバイザーとしての外部委員の参加
 - ・不必要な身体拘束の禁止
 - ・必要な抑制等についてのご家族への説明と合意及び身体拘束禁止委員会での判断と合意
 - ・虐待防止研修の定期的な開催及び全職員の参加と外部の虐待防止研修への参加
 - ・支援向上委員会の定期開催による権利擁護意識の向上
 - ・日々の支援の振り返りと不適切支援の洗い出し及び検証
 - ・職員同士が指摘し合え、相互牽制効果が機能する風土づくり
2. 個別支援計画の作成
 - ・サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者を中心として個別支援計画を作成
 - ・年2回以上のモニタリングによる計画遂行状況の評価
3. 新型コロナおよび感染症対策について
 - ・基本的な感染予防対策の継続と感染者発生時の速やかな対応
4. 利用者の意思の尊重
 - ・意思表示の少ない利用者の思いをくみ取る努力の継続
 - ・利用者の障害の状況や特性に応じた意思の尊重のための配慮と工夫
5. 利用者の健康管理
6. 労働災害の防止
7. 関係機関との連携
 - ・行政、相談支援事業所、他事業所、医療機関、保健所、学校、圏域の自立支援協議会（各種部会）等との連携
8. ICT等導入による業務の効率化
9. 人材の育成・スキルの向上
 - ・研修への参加及び、参加者の復命による他職員への周知
 - ・スペシャルラーニング活用による研修制度の確立
10. その他
 - ・能登半島地震被災地への職員派遣

□ 彦根学園

《 目標 》

「元気で、明るく、楽しく、穏やかな生活を主体的に過ごす。」ことを目標に、彦根学園を利用する人たちの日々の暮らしを支援する。

1. 利用者の暮らしの充実

- ・利用者の特性、身体状況およびライフステージに合わせた環境と支援の提供
 - ・地域移行等意向確認担当者の設置及び意向確認マニュアルの作成
 - ・利用者の居住環境の改修
2. 健康管理
 - ・協力医による月に一度の往診の実施。予防接種の実施
 - ・看護師、管理栄養士、支援員等の連携による、利用者の適切な健康管理
 - ・専門職による咀嚼、嚥下状態の評価と管理栄養士による栄養管理された食事提供
 - ・理学療法士、作業療法士等の専門職と連携したりハビリテーションによる能力維持
 - ・事故防止委員会の設置による利用者の怪我等事故の防止
 - ・高齢利用者の健康管理
 - ・入院利用者への付き添い者の確保の検討
 3. 地域の社会資源としての役割
 - ・地域生活支援拠点としての緊急時の受け入れ・専門的人材の確保、育成機能としての役割
 4. 職員減少への対策
 - ・眠りスキャン、インカム等の有効活用
 - ・夜勤者5人体制への準備

□ せいふう

《 目標 》

圏域の重症心身障害者が日中安全に楽しく過ごせる場を提供し、利用者の在宅生活を支える一助となる。

今後、医療行為が必要な利用者が増える見込みであり、看護師・支援員・主治医・家族がより連携し、安心安全を基本とした豊かな過ごしを提供する。

1. 利用者の過ごしの充実
 - ・散歩、創作活動、音楽活動、ゲーム的な活動などの療育活動の実施
 - ・利用者の咀嚼嚥下能力に合った食事の提供
 - ・老朽化した機械浴の入れ替え
2. 適正な健康管理
 - ・隔月で嘱託医（小菅医院）による往診の実施
 - ・主治医の指示書に基づいた医療行為の実施
 - ・複数看護師による健康観察
 - ・ご家族との情報の共有と連携
3. 利用者家族の養育機能低下への対応
 - ・短期入所の実施。1日当たりの受け入れ人数2名
 - ・土曜受け入れ人数8名を継続

- ・セーフティネット機能としての役割
 - ・入浴の実施
 - ・送迎の実施
4. 利用者の身体状況の変化への対応

□ 愛荘町川原事業所

《 目 標 》

障害のある児童期から高齢期までの利用者が、「元気で、明るく、楽しく、穏やかな生活を過ごす」ことができるよう支援し、社会参加と共生社会に向けた取り組みをおこなう。

「つながり」をキーワードに、「①利用者とのつながり」「②家族とのつながり」「③地域とのつながり」を大切にした事業を実施する。また、民主的な職場運営をおこなう。

1. 放課後等デイサービスの営業日の変更
 - ・土曜日を閉所し、週5日の営業に変更
2. 施設管理・安全管理等を含めた愛荘町との協議
3. 地域とのつながり強化に向けた取り組みの実施
 - ・地域交流事業（秋祭り）の実施
 - ・広報活動（たより、インスタグラム等）の強化
4. 利用児者と家族へのサポート体制の強化
 - ・送迎サービスと日中一時支援の実施
5. 適正な健康管理
 - ・障害の状況や疾患、日々の状況に応じて、家族と連携し対応
 - ・家族、支援員、看護師の連携による適切な健康管理と緊急時の対応

(1) 放課後等デイサービス「か〜む」

《 目 標 》

障害のある児童が心地よく安心して過ごせる場を提供し、一人ひとりの個性と発達に応じた支援を行う。

1. 利用児の過ごし、活動の充実
 - ・散歩、創作活動、ゲーム、運動、体験活動などバリエーション豊かな療育活動の実施
 - ・外部への協力依頼（音楽やスポーツ、体験活動など）

(2) 生活介護事業所「すら〜ぶ」

《 目 標 》

重度の障害のある人に安全で安心できる日中活動の場を提供し、障害の状況や特性に応じた支援を行う。また、社会参加や地域交流、共生社会に向けた取り組みを実践する。

1. 利用者の過ごし、活動の充実
 - ・自閉症などの特性に配慮した環境が提供できる専門性の強化と支援の標準化の実施
 - ・散歩、創作活動、リラクゼーション、作業的活動など豊富な療育活動の実施

□ 地域支援センターたいせい

《 目 標 》

GHの利用者の安定した過ごしを支えるとともに、地域で生活する障害児者の在宅生活をサポートする。

(1) 相談支援事業所てんしん

《 目 標 》

利用者の意思決定支援を基盤とした相談支援を実施し、地域生活をサポートする。

1. 計画相談
 - ・計画相談の件数年間目標960件。月20件／1名
2. 委託相談
 - ・湖東地域障害者自立支援協議会への参画。重心部会の運営
 - ・障害福祉サービス利用がない利用者への相談支援の実施
3. 地域移行・地域定着
4. 障害支援区分調査の委託
 - ・障害支援区分調査の実施。年間数値目標24件。(今年度は調査が多い年になる)
5. 相談支援専門員のスキルアップと人材育成
 - ・相談支援専門員の育成とフォローアップと自己研鑽
 - ・圏域及び県内の会議、研修等の参加と講師等での協力
6. 適切な記録管理
 - ・ケース記録等の個人情報管理の徹底。持ち出しや保管等の適正な管理

(2) グループホームたちばな

《 目 標 》

安定的な運営を目指し、地域において在宅生活を支える資源の役割を果たす。

1. 利用者の増員
 - ・利用者の増員。現員11名。入居者増の数値目標4名。年度末まで15名を目指す
2. 安定的な運営
 - ・24時間365日の開所を基本とする体制作り
 - ・他障害福祉サービスや相談支援事業との連携
3. 利用者支援の充実
 - ・利用者の身体状態や生活状況に合わせた支援の組み立て。面談等を通じた相談の実施
 - ・余暇支援の充実。買い物等の外出支援。外部サービスとの連携
4. 健康管理
 - ・年齢に応じた健康面、食事面の管理。服薬管理や体調不良時の通院支援
5. 地域の社会資源としての役割
 - ・短期入所(空床型)の運用。前年度契約者数実績8名
 - ・グループホーム入居に向けた体験枠の積極的運用(制度外の日帰り体験含む)